

Open House

国民保護 住民意見交換会

開催期間

令和7年10月28日(火)～11月1日(土) 8:30～17:00

うち、職員がいる時間帯 10:00～12:00 13:00～15:00

気軽に質問やご意見をお寄せ下さい。

I : 法律について.....パネル①～②

II : 宮古島市の計画について.....パネル③～⑥

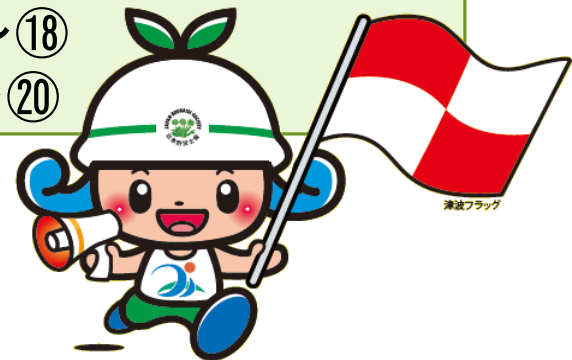
II : 国と地方の共同訓練について.....パネル⑦～⑩

III : 「全島避難」について.....パネル⑪～⑯

IV : その他、関連施設.....パネル⑰～⑱

V : ご意見をお寄せください.....パネル⑲～⑳

これまで国や県と共に検討してきた内容を住民の皆様にご覧いただき、ご意見をいただきたいと思います。



① 国民保護法について、一緒に考えてみませんか

国民保護法ってどんな法律ですか？

日本が危ない攻撃や大きいテロにあったときに、みんなの命や生活を守るための法律です。

法律の仕組みについて教えてください。

国民保護法
(平成16年9月施行)

避難に関する
措置

救援に関する
措置

武力攻撃災害
への対処

国民保護法に基づき、国・地方公共団体・指定公共機関などが連携して、国民保護措置をとることとされています。内容は①住民の避難②避難住民の救援③武力攻撃災害への対処の3つの柱に整理されています。

「避難」について具体的に何ができるのですか？

安全な場所に逃げる方法や物資を配る仕組みなどを国、県、市町村が決めます。そして、自衛隊や警察、消防が協力して、困った人を助けたり安全を守る仕事をします。素早く対応することで被害を減らすことを目指します。



避難

国

警報の発令
避難措置の指示
(要避難地域・避難先
地域等指定)

県

警報の市町村への通知
避難の指示
(避難経路・交通手段等)

市町村

警報の伝達・避難の指示の伝達
避難住民の誘導
(実施要領の策定)
(消防等を指揮、警察・自衛隊等
に誘導を要請)

住民
協力

② 国民保護法成立までの事件とその対策の経緯

昭和52(1977)年 有事法制(事態対処法制)の研究

平成5・6(1993・94)年 北朝鮮核疑惑

平成7(1995)年3月 地下鉄サリン事件

平成10(1998)年8月 北朝鮮弾道ミサイル発射事件

平成11(1999)年3月 日本近海で不審船事件

5月 周辺事態安全確保法 成立

平成13(2001)年9月 米国同時多発テロ

11月 テロ対策特別措置法

平成14(2002)年4月 有事関連3法案を国会に提出

平成15(2003)年6月 有事関連3法案成立

6月 国民保護法整備本部の設置

平成16(2004)年6月 国民保護法の成立

平成20年(2008年)3月 宮古島市国民保護計画策定

本当に必要な法律なの？

日本は基本的に平和な国ですが、これまでいろいろなことがありました。「いつでも安心」というわけではありません。「平和だから準備をしないでいい」ではなく、「いざという時のために、平和なうちに準備をしておく」ということが大切です。

「いざという時のために」は災害と似ていますね。

普段地震がなくても、防災グッズを用意したり、避難訓練をしたりしますね。それと同じで、国民保護法も「備え」のための法律です。



表は消防庁ホームページ参照

③ 宮古島市の国民保護計画について

宮古島市にも国民保護計画があるのですか？

各都道府県および各市町村は国民保護計画をつくるように法律で義務づけられています。地域の特性に合わせた計画を立てることが重要だと考えられているからです。

計画には何が書かれていますか？

具体的な状況を想定し、実際に起きてしまった時の各部署の役割分担や、関係機関との連携、日頃からの備えなどについて書かれています。

宮古島市はどんな状況を想定しているのですか？

国民保護に関する基本方針の中で、「市町村は複数の避難パターンを作成するように努める」とされており、市では「沖縄県国民保護計画」で想定されている武力攻撃事態と緊急対処事態に沿って、8つの状況を想定し、避難のパターンを作成しています。



④宮古島市避難実施要領の8つのパターン例 武力攻撃事態(それぞれの想定と避難の考え方)

パターン① 着上陸侵攻

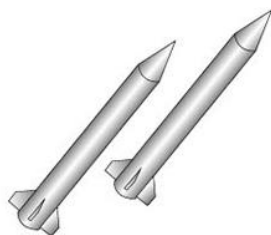
事案の概要 宮古島南海岸の複数地点から武装工作部隊が侵入を行っており、全島が制圧されるおそれも想定されるため、市全域の住民及び観光客等を市外の避難施設に避難させる。



避難の考え方 事前準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先に避難させると共に**圏域外避難が必要となる**。

パターン③ 弾道ミサイル攻撃

事案の概要 某国より弾道ミサイルが発射され(兆候を含む)、本市域において、2時間程度で着弾もしくは上空を通過するおそれが判明したことにより、住民等を避難させる事案。



避難の考え方 屋内にいる場合はとどまり、屋外にいる場合は近傍の堅牢な施設等へ**屋内避難**。

パターン② ゲリラ特殊部隊による攻撃

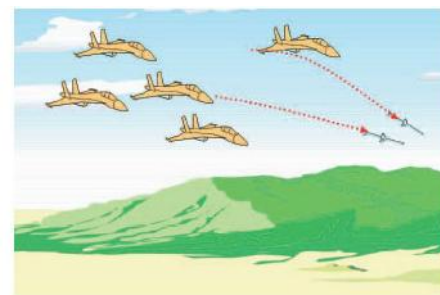
事案の概要 伊良部大橋の爆破計画が判明したことにより、周辺住民を島外に避難させる事案。この日の午前中、他市で爆発事案が発生し、国が緊急対処事態を認定している状況。



避難の考え方 周辺住民を船舶及び航空機を利用し、**圏域内(島外)へ避難**。

パターン④ 航空攻撃

事案の概要 武力勢力により、平良港周辺地域を対象として航空攻撃が行われたため、被害があった地域の住民を避難させる事案。



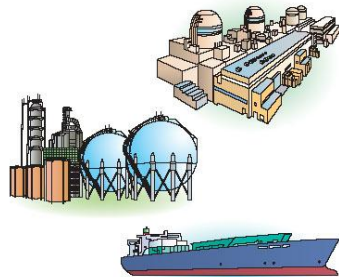
避難の考え方 被害にあった地域の周辺住民を早期に避難させる。**圏域内(島内)避難**。

⑤宮古島市避難実施要領の8つのパターン例 緊急対応事態(それぞれの想定と避難の考え方)

パターン⑤ 危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃

事案の概要 テロ組織により可燃性の危険物を取り扱う事業所が攻撃され、事業所内で爆破が発生。消防による消火活動、救出活動が行われている。テロ組織は逃走中との想定。

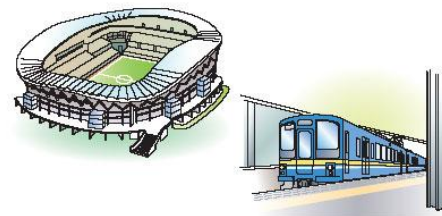
避難の考え方 テロ組織が周辺に潜んでいる可能性もあるため避難施設もしくは安全確認した建物へ**屋内避難**。



パターン⑥ 大規模集客施設への攻撃

事案の概要 市内商業施設に武装したテログループが立てこもっており、従業員等の死傷者が出ている状況。周辺地域住民を早期に避難させる想定。

避難の考え方 立てこもりの対応に時間を有する可能性があり数日間の避難になることも考慮。バスまたは徒歩で**圏域内(島内)へ避難**。



パターン⑦ 交通機関を用いた攻撃

事案の概要 テロ組織によりハイジャックされた民間航空機が1時間程度で宮古島北方沖を通過もしくは墜落する可能性があるため住民等を避難させる想定。

避難の考え方 屋内いる場合はそのままとどまる。屋外にいる場合は、近傍の堅牢な施設等へ**屋内避難**。



パターン⑧ 大量殺傷物質等による攻撃

事案の概要 テロ組織による宮古空港爆破計画が判明したことにより、周辺住民を避難させる事案。この事案が発生する前日に那覇空港で爆破があったことを想定。

避難の考え方 要避難地域が広いことに加え、那覇空港が機能していない想定のため、下地島空港と平良港を利用し**県外避難**。



⑥ 避難実施要領とそれぞれの役割

避難実施要領とは何ですか？

武力攻撃事態等により国民保護法が適用される事案が生じた時に、すべての関係機関が連携してそれぞれの役割を果たし、住民を安全にスムーズに避難させるために、避難経路や手段、職員の配置について市町村が作成するものです。

国の役割はどうなっていますか。

国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要がある場合は、警報を発令します。また、住民の避難が必要な時は都道府県知事に対して、避難が必要な地域や避難先などを提示し、住民の避難措置を行うよう指示を行います。

都道府県の役割はどうなっていますか。

都道府県は、国の指示を受け、避難住民の数や運送手段の確保状況などを総合的に勘案し、市町村を經由して、住民に対し避難を指示します。市町村に対して必要な支援を行うとともに、避難先の都道府県との調整等も行います。

市町村の役割はなんですか。

市町村は、直接住民に対して、警報や避難指示の伝達、避難住民の誘導、安否情報の収集・提供などを行います。

避難実施要領で定める事項（法第61条）

- ①避難の方法
- ②避難する住民の誘導の仕方
- ③その他、避難に必要なこと

集合場所や手段、職員の配置、避難誘導中の食料等の支援など具体的な内容を記載します。

住民の役割もあるのですか。

住民は、避難保護措置に協力することが求められます。具体的には、避難指示に従い自らの身を守ること、また避難誘導への協力を行うことなどです。



⑦国と地方公共団体の共同訓練 各地での取り組み



ミサイルの一部が落下し化学物質により複数の疾病が発生した事態を想定した東京都の実働訓練 R7.2.4 品川区



不審物発見事案を想定した青森県図上訓練 R7.7.28 青森市



大規模集客施設への化学剤散布事案を想定した佐賀県実働訓練 R6.5.30 佐賀市



国からのお知らせ※ 国民保護に関する国と地方公共団体の共同訓練

武力攻撃事態等のように、突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護に対する措置を実施するためには、平素から十分に訓練しておくことが重要であり、国民保護法第42条においても訓練の実施について規定されています。政府では地方公共団体と連携して、国民保護に関する訓練(図上訓練及び実働訓練)を実施しています。訓練を積み重ねることによって国民の皆さんの国民保護に対する理解が深まることを期待しています。

○図上訓練:国・県・市など関係者が集まり、電話やメール、オンラインシステムなどを使って全体の流れを紙の上で確認するもの

○実働訓練:実際に現場で住民の皆さんや関係機関に参加いただいで行うもの。より本番に近い形

弾道ミサイルを想定した岩手県図上訓練 R7.5.28 滝沢市



弾道ミサイルを想定した沖縄県実働訓練 R7.5.18浦添市

⑧ 国と地方の共同訓練・沖縄県～先島五市町村全島避難の検討について～

なぜ全島避難について話し合っているのですか？



国民保護についての検討は沖縄県以外でも行われています。一方で、先島諸島は、地理的条件等の面から、避難が困難で迅速な対応が求められるため、避難案の一つとして県域を越えて広域での避難について検討を行っています。

宮古島は危険な状態ということですか？

いますぐ危険がせまっていることはありません。

自然災害の訓練でも、一番大きな津波が来た時を想定して、避難の仕方を考えておくのと同じで、大きな危険を想定して避難を考えて準備しておくことが有用だと考えられます。

国からのお知らせ※

沖縄県の離島からの住民避難に関する取組

沖縄県については、(中略)国は九州各県をはじめとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、沖縄県及び沖縄県下の市町村と協力しつつ、県外での避難住民の受け入れ等について配慮を行うことが必要とされています。

国民保護訓練は令和2年度まで大規模テロ対策を中心に行ってきましたが、令和3年度に訓練内容の見直しを行い、武力攻撃を想定した都道府県域を超える広域避難の訓練についても行うこととし、全国で順次進めているところです。その一環として、令和5年度には鹿児島県、熊本県において県域を超える広域避難の訓練を実施していただきました。

沖縄県の国民保護訓練についても、県域を超える広域訓練を想定し、令和4・5年度は島外避難を中心に進めてきたところ、令和6年度からは訓練上の一つの想定として避難先に設定した地方公共団体とも連携し、受け入れに係る検討に取り組んでいます。

なお、当該取り組みは、**特定の有事を想定したものではありません。**

⑨沖縄県国民保護共同訓練 訓練の想定と意義

どんな想定で訓練をおこなっていますか？

周辺諸国の情勢の悪化に伴い、国と県は、関係市町村及び関係機関と避難に関する各種調整を開始。そのような状況において、政府は最悪の事態に備え、**武力攻撃予測事態**を認定。

このようなシナリオの元、事態認定後、速やかに住民避難できるよう、事態が認定される前から関係機関で連携をとる訓練を実施しています。

武力攻撃予測事態認定とは？

国はさまざまな方法で紛争や事態の悪化を防ぐために努力しますが、それでも攻撃される可能性があるとして判断した場合に認定するのが「武力攻撃予測事態認定」になります。

専門家にお話を伺いました。

なぜ特定の状況や避難先を設定する必要があるのですか？

国民保護では、一般的な防災と異なり、島外への避難などを行う可能性があります。その場合、避難先となる地域や避難の手段を提供する事業者などとの連携が必要となるため、宮古島市の中だけでは必要なすべてを準備することができません。架空の避難先に架空の企業に協力してもらって避難をするという形では、必要な検討ができないことから、具体的な避難先を設定することで、設定上の受け入れ先となる地域の皆さんやそこまでの輸送を担う事業者の皆さんの協力を得て、より具体的な検討を行うことができるようになります。

設定した避難先が必ず本当の避難先になるわけではありませんが、具体的な検討をしておくことで、いざという時により確実に細やかな工夫のされた避難ができるようになることが期待されています。

中林 啓修

(日本大学危機管理学部危機管理学科准教授)



⑩沖縄県国民保護共同訓練の様子

どういう立場の人で話し合っているのですか？

避難のためには、関係機関の連携が重要です。そのため、国、県、市町村などの行政機関だけでなく、航空、船舶などの輸送に係わる事業者や、ガスや通信などライフライン事業者、医師会などが、指定公共機関等として参加しています。



会場全景



玉城沖縄県知事挨拶



国 避難措置の指示案説明



沖縄県 避難の指示案説明



市町村 避難実施要領案の説明①



市町村 避難実施要領案の説明②



市町村 避難実施要領案の説明③



対面参加の関係機関発言



オンライン参加の関係機関発言

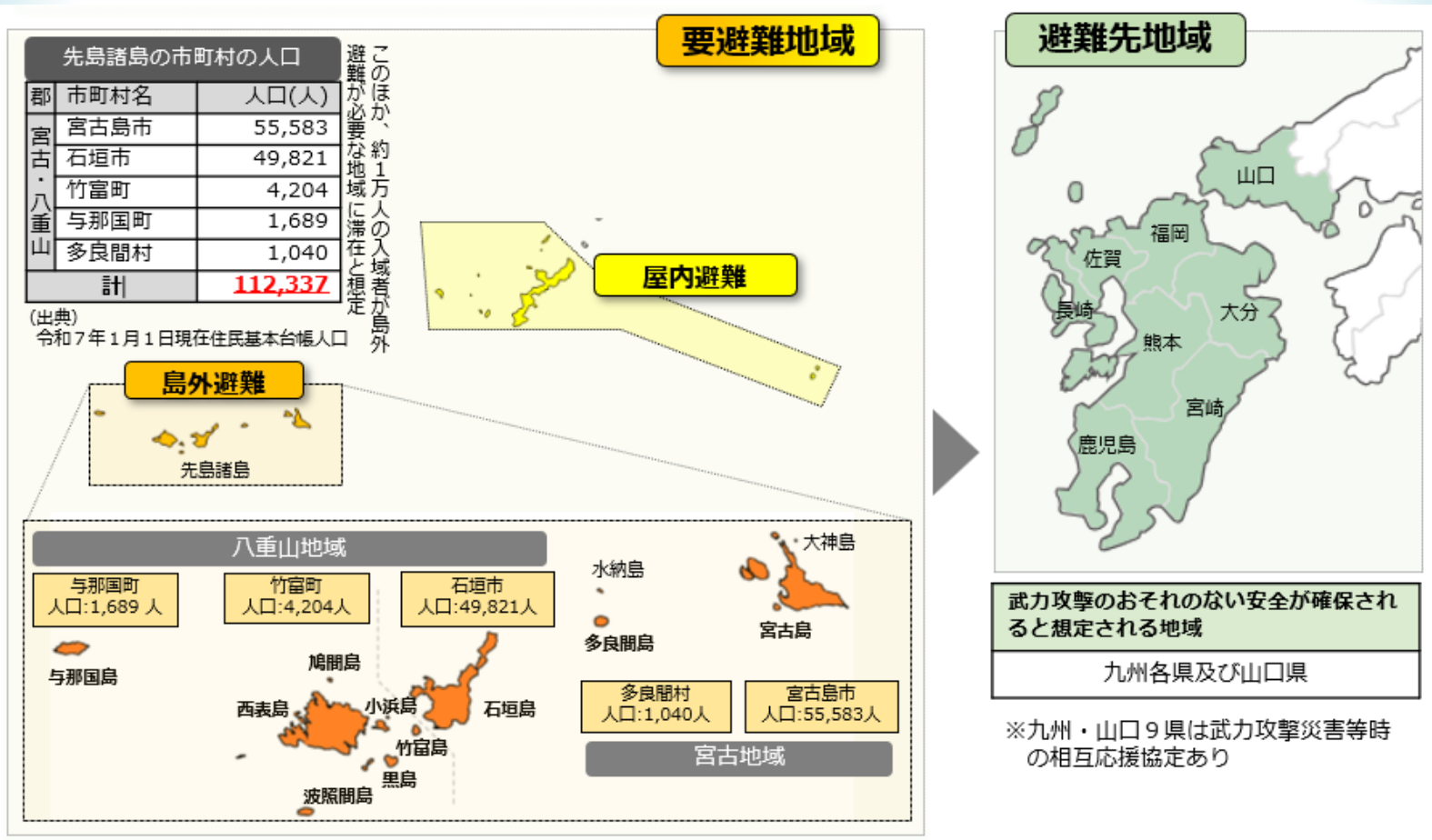
訓練参加機関・団体 約70団体(令和6年度沖縄県国民保護共同図上訓練)

沖縄県、市町村(宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町) 内閣官房、消防庁、国土交通省、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県警察、指定(地方)公共機関、海上保安庁、第十一管区海上保安本部、防衛省、沖縄防衛局、自衛隊等

ここからは、訓練の具体的な内容を見ていきます。訓練は特定の有事を想定したものではありません。

⑪ 国の判断と役割 <訓練用資料>

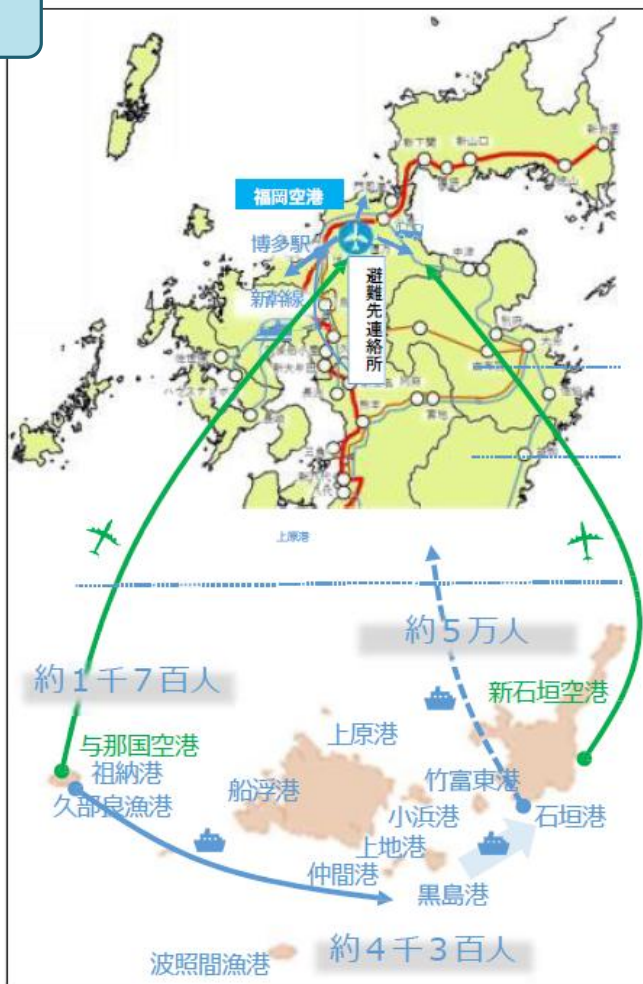
武力攻撃予測事態の認定後、すぐに要避難地域を定め、避難の検討を開始します。



全島避難の対象は、先島5市町村の11万2千余人の住民と、観光客を含めた入域者が滞在していると想定し、約12万人を避難させることを考えていきます。

⑫ 県の役割 避難指示の概要 <訓練用資料>

避難に必要な経路や輸送力の確保に務めます。

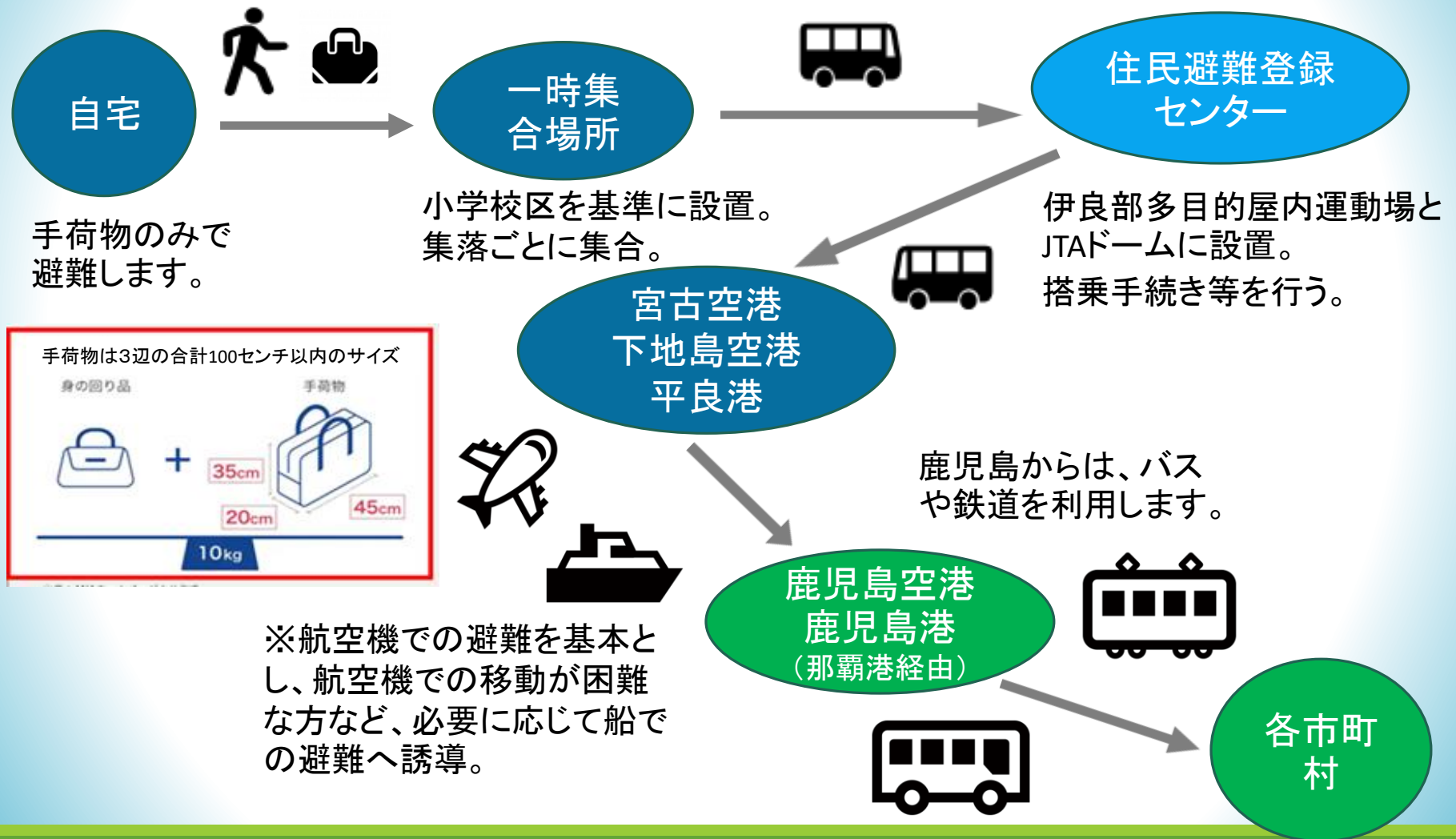


宮古空港・下地島空港からは鹿児島空港、石垣空港・与那国空港からは福岡空港へ着陸します。船は鹿児島港へ着岸します。そこから陸路で、受入市町村のある、九州・山口各県へ移動します。

事前の備えでさまざまな工夫をすることで、平時の2倍を超える1日約2万人の島外輸送力を確保できる見込み。(約12万人の住民等は、単純計算で6日程度で九州・山口へ)

⑬市の役割 基本的な避難の流れ <訓練用資料>

市の役割は避難先地域で住民受入が完了するまで、住民を誘導することです。そのため、島内移動をスムーズに行い、住民の皆様が速やかに飛行機や船舶に搭乗できる方法を検討しています。



⑭ 要配慮者の避難についての検討概要 <訓練用資料>

入院中や施設に入居している人、在宅で配慮の必要な人など個別対応について検討しています。

自宅



公用車や福祉施設車両、
介護タクシー

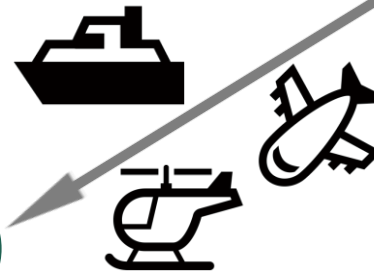
地域ごとの移動にこだわらず、同行者と共に避難することを想定しています。搭乗手続き等を代理で行うことや、移動中医療処置を行える環境を整えるなど柔軟に対応できるよう医療関係者を交えて検討しています。

空港
もしくは港など

「要配慮者」とは、災害等が発生した時に特に配慮が必要な人のことで、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害がある方など、さまざまです。

同行者がいれば1人で歩ける人、車椅子で1人で移動できる人、付添が必要な人、移動中も継続して医療処置が必要な人など、それぞれの状況に応じた避難ができるように検討しています。

鹿児島空港
もしくは鹿児島
島港（那覇港
経由）



※航空機での避難を基本とし、必要に応じて船やヘリでの避難へ誘導。

各市町村の
医療機関・福
祉施設など

避難先においても、これまでの暮らしと変わらない医療や介護が受けられるよう、受入県とも検討を始めています。

⑮ 避難先県の役割 受入に係る初期的な計画(概要)

避難住民を受け入れる九州・山口各県においても受入自治体の振り分けなど様々な検討が行われています。

こちらは検討中の一例ですが、地区ごとの人数と避難先となる自治体の受入可能人数をマッチングしたものです。

コミュニティ維持のため、できるだけ地域ごとにまとまって避難できるよう、受入自治体と調整しています。

避難先各県の検討事項

- ①輸送手段の確保
- ②収容施設(ホテル等)の供与
- ③食品・飲料水の調達・提供
- ④生活必需品の調達・提供
- ⑤避難者の健康管理
- ⑥通信施設の提供

コミュニティ	受入数	市町村	県	受入数
南・北小学校区	12,300	北九州市	福岡県	20,400
平一小学校区内5地区	2,500	久留米市		
平一小学校区内 富名腰2区	1,400	大牟田市		
平一小学校区内3地区	1,700	飯塚市		
平一小学校区内2地区	1,100	田川市		
平一小学校区内 富名腰1区	1,400	朝倉市		
久松・鏡原・西辺小学校	9,800	宮崎市	宮崎県	9,800
東・狩俣・西城(長中・長南)・旧大神小学校区	8,400	鹿児島市	鹿児島県	13,800
城辺・砂川小学校区	3,100	霧島市		
池間・西城(長中・長南以外)小学校	1,500	指宿市		
福嶺小学校	800	鹿島市		
上野・下地・旧佐良浜小学校	9,300	熊本市	熊本県	12,800
旧伊良部小学校区	1,300	阿蘇市		
	1,000	大津町		
旧来間小学校区	100	山鹿市		
多良間村	1,100	八代市		
	56,800			56,800

①⑥ 受入県における避難についての検討（例：宮崎県）

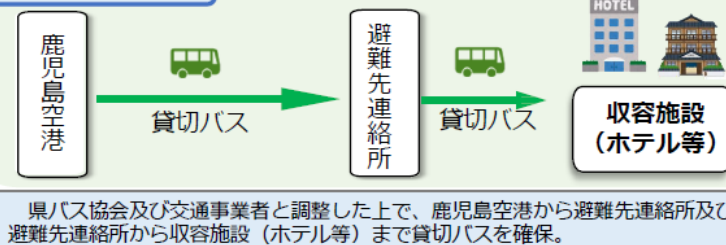
山口・九州各県が、地域の実情に合わせて、避難住民の受け入れについて検討しています。

宮古島市から9,765人の受入について検討している宮崎県の資料です。内閣官房国民保護ポータルサイトや、各都道府県ホームページにおいて、沖縄県からの住民避難に関する初期的な計画として、検討資料を載せていますので、そちらもご覧下さい。

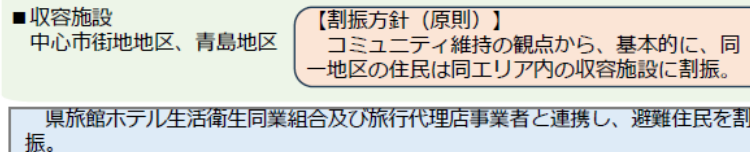
また先島各市町村長が、九州各県知事と交流するなど、平時からの顔の見える関係づくりも始まっています。

- 避難元市町村：宮古島市（9,765人）
- 受入れ市町村：宮崎市（9,765人）

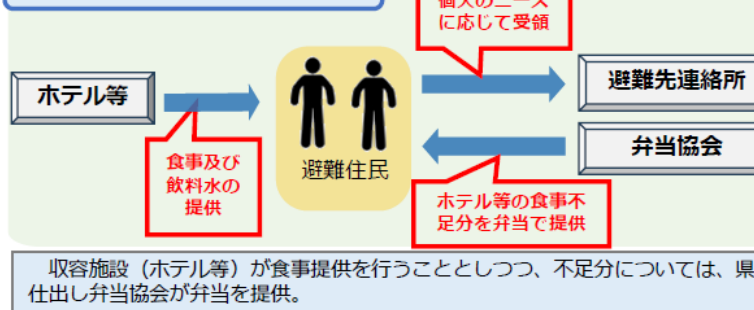
①輸送手段の確保



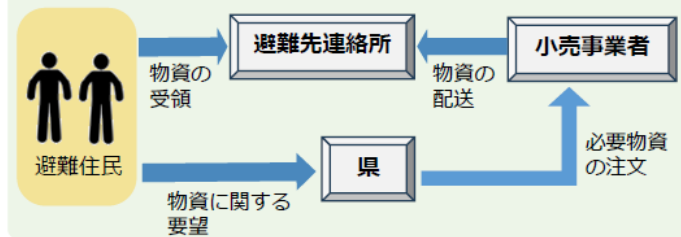
②収容施設（ホテル等）の供与



③食品の給与及び飲料水の供給

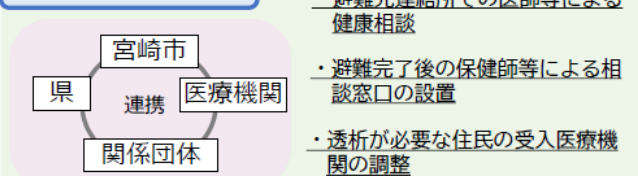


④生活必需品の給与又は貸与



避難開始時は必要と見込まれる物資を事前に発注しておき、避難後は避難住民の要望にも可能な限り対応。

⑤避難者の健康管理



上記のほか、避難住民が県内医療機関を受診する際の参考として、県内医療機関の情報を提供。

⑥通信設備の提供

携帯通信事業者と調整し、避難先連絡所及びホテル等においてWi-Fiによる通信環境を整備。なお、ホテル等に既存の通信環境がある場合は原則それを活用。

⑪ 特定臨時避難施設の整備

特定臨時避難施設とは何ですか。

国民保護法における避難所としては、爆風等からの直接の被害を軽減するために、コンクリート造り等の堅牢な建築物や地下街を一時的な避難に活用する「緊急一時避難施設」があります。また、状況に応じて、短期間ではありますが、一定期間避難生活が可能な施設として「特定臨時避難施設」の整備が進められています。

現在どのような計画が進んでいますか？

原則は全住民が避難することですが、避難が完了するまで残った方や事情により避難できなかった方が2週間程度滞在可能な施設として、新たに建設予定の総合体育館の地下にシェルターの整備を進めています。



⑱ 特定利用空港・港湾とは？

特定利用空港・港湾とは何ですか。

有事の際、迅速な対応ができるよう特定の空港・港を指定し、国が公共インフラの機能強化を図る制度です。民間利用を優先しつつ、自衛隊・海上保安庁の円滑な利用を可能にすることで、国家安全保障戦略の推進に貢献します。

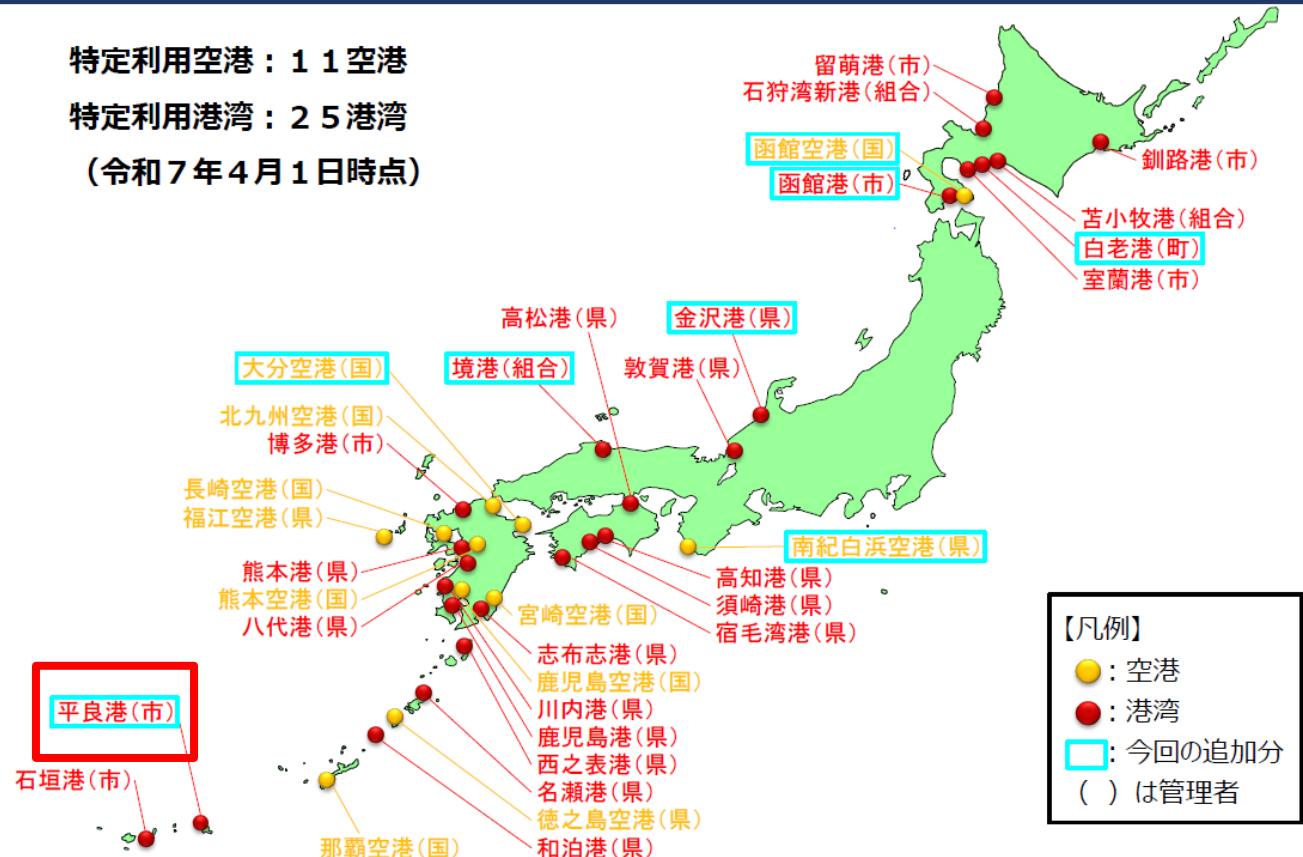
特定利用空港・港湾

特定利用空港：11 空港
特定利用港湾：25 港湾
(令和7年4月1日時点)

平良港は特定利用港湾なんですか？

2025年4月に、特定利用港湾として平良港が追加されました。

指定を受けることで港湾機能の強化や災害の速やかな救助などが期待されます。



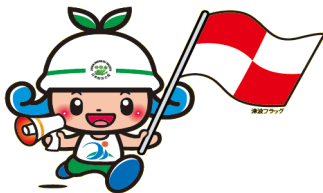
図は内閣官房「総合的な防衛体制の強化に関する取り組みについて(公共インフラ整備)」より抜粋

⑪ これまでに寄せられているご意見

九州に避難するのは決まっているの？

あくまで訓練上の想定です。実際に避難が必要となった際、国が状況を判断し、より安全な避難先を示すことになります。

島に残ることはできますか？



避難は強制ではありませんが、避難の最終段階でライフラインがすべて停止することを想定しています。電気や水道は避難時の行動においても必要です。一方で、そこで働く方々の命を守る必要があります。ライフライン事業者の皆さんには、6日間の維持にご協力いただき、避難の最終段階で避難していただくを想定しています。

家族や親戚がバラバラにならないかな？

速やかな避難やコミュニティ維持のため集落での避難を基本としていますが、要配慮者の付添など、柔軟に対応する必要があると考えています。

仕事や学校はどうなるの？

これまで1ヶ月程度の避難を想定して検討していますが、避難が長引いた際の学校の再開や就業については今後の検討課題となります。

計画どおりうまくいく？ 実際の訓練も必要では？

検討内容について、実効性を確認する必要があると考えています。国や県、関係機関と調整しながら検討しています。

ペットや家畜はどうなりますか

ペットや家畜についても検討が始まっていますが、多くの課題があり、時間をかけて検討を進める必要があります。

これまでに聞こえてきているご意見です。様々な不安があると思います。いまずぐ危険ということではないので、心配しすぎる必要はありませんが、自分事として考えてみてください。

②⑩ みなさんの声を聞かせてください。

住民の声はどう反映されますか？



改めて専門家にお話を伺いました。

国民保護の検討をしておく意味はあるのでしょうか？

国民保護法は、住民一人一人の生活に係わる大切な法律です。中でも避難の計画については、多様な人々の置かれている状況に配慮しながら検討をすすめる必要があります。

多くの方が声をあげてくれることで、「これも検討しなくちゃ」と気づきにつながります。また国や県へ、市としての要望をしっかりと伝えていきたいと思います。

計画を実行する日が来なければいいな。

大地震や大津波は、「いつかは絶対くるから」という気持ちで備えて欲しいと思っています。でも国民保護は実行しないで済めば、それが一番です。

この島の安心安全な暮らしを守る、その一つの備えとできるよう、今後も検討を重ねたいと思います。

まず、大前提として、戦争は最大限の努力をして避けるべきものであり、その意味で**国民保護とは実行しないで済むのであればそれに越したことはないものになります。**

それでも、2022年からのウクライナの戦争のように、急速に危機が高まり戦火が及ぶことは歴史的に何度も繰り返されてきました。万が一の時の最悪な事態とは人命が失われ、社会や文化が存続できなくなってしまうことです。国民保護とは、そうした最悪な事態よりも「一手だけマシな手」として、市民の人命をまもり、地域の社会や文化が存続する可能性を残すためのものです。そのためには、住民の皆さんを含めた多くの人の関与と協力が不可欠であり、普段から議論し、準備をしておく必要があります。ただ、「準備をしたからには必ず行う」というものではありません。

しっかりと準備はしても、極力実施せずに済ませる方が良いということが基本的な考え方になります。

中林 啓修

(日本大学危機管理学部危機管理学科准教授)

職員へ気軽にご質問ください。アンケートへのご協力をお願いします。

今後の予定

- オープンハウス型住民意見交換会
令和7年10月28日(火)～11月1日(土)
総合庁舎1Fロビー
- 令和7年度沖縄県国民保護共同図上訓練
令和8年1月末予定 <職員参加>
- オープンハウス型住民意見交換会
令和8年2月予定 総合庁舎1Fロビー
- 沖縄県国民保護共同訓練に係るシンポジウム
令和8年2月予定 未来創造センター
- 令和8年度沖縄県国民保護共同実働訓練

